

審議結果速報

(令和6年12月19日)

陳情6年地域第46号

鳥取県議会

陳 情 審 議 結 果

令和6年11月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-46 (R6.10.21)	地 域	総合事務所の所掌業務とユニバーサルサービスの維持について	不 採 択 (R6.12.19)

▶陳情事項

ユニバーサルサービスの考え方に立って、どこに住んでいても、住民が、行政手続き等を等しく受けられる環境の構築・維持について、執行部に求めること。

▶所管委員長報告（R6.12.19 本会議）会議録暫定版

行政手続の申請及び届出の方法については、窓口来庁、郵送、電子申請等があり、従前より、手続の性質上、窓口で対面により行わなければならないものを除き、郵送や電子申請等により、窓口に来庁するまでもなく、いつでも、どこからでも、手続を行うことができるように対応されていることから、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

私は、令和6年8月6日付けで行政文書の開示請求をしたところ、条例の規定により、9月9日付けで、補正命令がやってきた。そして、その備考欄には、「補正書の提出先は、上記「担当」欄のとおりです。上記担当課以外の窓口では、そもそも補正書の受付業務を行っていませんので、注意してください。」として、総合事務所ではあたかもこの補正書を提出できないような記述があった。

しかし、これまでこのような記述はなかったし、総合事務所でも書類を受け付けていた。情報公開請求をする際の提出先は、インターネット申請のほか、各総合事務所などでも受け付けている。仮に、私がこの補正命令を蹴り、期間内に補正せず、開示請求が却下されたとする。補正命令の記載事項をもとに、補正内容を正したものを、再度総合事務所などに出し直せば、結局一緒なのである。

そもそも、総合事務所には、どんな意味があるのだろうか。私は、ユニバーサルサービス、すなわち、県内どこに住んでいても、等しく行政サービスが提供されるため、設置されたものと理解している。地方機関とは、そういうものだと思う。

県に、ユニバーサルサービスの重要性について、メールで問い合わせを行ったところ、「どこに住んでいても、住民が、行政手続きを等しく受けられる環境は重要」というのは仰るとおり」という返答があった。

また、例えば中部総合事務所中部振興課の所掌業務について、ホームページの記載を確認したところ、調整担当の業務として、「中部地震復興支援、防災対策、地方創生、令和新時代創造県民運動推進、NPO法人認証、総合相談、人権に関する相談、公聴活動、情報公開制度、個人情報保護制度、行政手続制度、同和対策、総合芸術文化祭 ほか」と記載があった。例えば、情報公開請求における補正命令は、このうちの「情報公開制度」に関する申請、個人情報開示請求については、「個人情報保護制度」に関する申請、審査請求は、この中の「行政手続き」そのものだと思うのである。補正命令は、情報公開条例に規定された手続きであり、情報公開請求はできるけれど、補正命令はできないのであれば、結局開示決定にたどり着けなくなる。

ついては、ユニバーサルサービスの考え方に立って、どこに住んでいても、住民が、行政手続きを等しく受けられる環境の構築・維持について、執行部に求めることをお願いしたく、本件陳情を提起するものである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

11/29 常任委員会資料

地域社会振興部（県民課）

【現状と県の取組状況】

- 1 「ユニバーサルサービス」の具体的に意味するところは必ずしも明らかではないが、行政手続法、鳥取県行政手続条例その他の関係法令に基づき、鳥取県庁（知事部局）に対する行政手続の申請及び届出については、どこに住んでいても、県民は等しく行うことができる。これらの申請及び届出の結果を受けることができることについても同様である。
- 2 行政手続の申請及び届出の方法については、窓口来庁、郵送、電子申請等がある。従前より、窓口から遠隔地にお住まいの方又は開庁時間内に来庁することが困難な方のためには、手続の性質上、窓口で対面により行わなければならないものを除き、郵送や電子申請等を用いていただくことにより、窓口に来庁するまでもなくいつでもどこからでも手続を行うことができるように対応している。

【参 考 1】ユニバーサルサービスとは

- 1 「ユニバーサルサービス」については、国の法令及び本県の例規において用例がなく、その定義とするところは定かではない。
 - (1) 国の現行及び廃止を含む法律、政令、勅令、府省令、規則における用語としての記載例 0件
(令和6年11月19日時点 デジタル庁「e-Gov法令検索」結果による)
 - (2) 鳥取県の現行の条例、規則等における用語としての記載例 0件
(令和6年10月11日時点 鳥取県庁「鳥取県例規集インターネット版」検索結果による)
- 2 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所「外来語」委員会が平成19年3月に公表した「国立国語研究所報告126『公共媒体の外来語』」によると、外来語としての「ユニバーサルサービス」について、次のとおり研究済みである。

意味説明	全国どこにいても一律に受けられるサービス
手引き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く国民全般が公平に受けることのできるサービスという意味で、通信・郵便・放送などの事業について、1990年代半ばごろから一般に用いられるようになった。 ・ 郵政事業の民営化をめぐる議論の中で、全国どこにいても一律に受けられる郵便事業のサービスを指し、2004年ごろから「ユニバーサルサービス」の語と、「全国一律サービス」の言い換え語が、よく使われるようになった。 ・ 第1回「外来語」言い換え提案（2003年4月）では、「全国均質サービス」を言い換え語として提案した。サービスの品質に着眼して言い換えたい場合は、この語を用いることも考えられる。
調査データ	・ 定着度は低い。認知率と理解率の乖離が大きい。理解率と使用率の乖離もかなり大きい。
言い換えの論点	・ 「全国一律サービス」という言い換え語は、2005年の郵政民営化の議論の中で、自ずと一般化した言い換え語であるが、通信業界では現在も「ユニバーサルサービス」の語を使うのが一般的である。しかし、定着度の低い語であるので、何についてのどんなサービスであるかが分かるような、言い換えや説明が必要である。

〔引用元URL〕 <https://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/Report126/report126.html>

【 参 考 2 】 地方自治法に基づく地方機関とは

- 1 地方公共団体の長がその権限に属する事務を処理するためには、長に直接所属して事務を分掌する内部事務部局すなわち本庁組織のほかに、地域的に事務を分掌する地方機関が必要である。地方自治法においては、地域的に事務を分掌する地方機関として、長の権限に属する事務を一般的に分掌する地方事務所（地方自治法第155条）と、長の権限に属する事務のうち特定の事務を分掌する行政機関（地方自治法第156条）の2種類のもものが定められている。
- 2 総合事務所、保健所、児童相談所、福祉事務所をはじめとする地方機関は、事務処理の便宜及び能率性の観点から地域的に分掌させることがふさわしい事務について設置するものであり、その結果として各区域に当該所掌事務に係る手続についての申請や交付のための来庁窓口が設けられることとなる。

【 参 考 3 】 公文書開示請求に係る事務の所管・分掌と公文書開示請求書の補正についての考え方

- 1 公文書開示請求に係る手続については、本庁組織及び各地方機関に請求書の来庁提出を受け付ける窓口を設置しているが、窓口では、公文書開示請求書の必要的記載事項の有無（空欄がないか等）についてのみ形式審査を行い、受付を行っている。受付した後の請求書については、各窓口から制度所管課（県民課）へ申し送られ、以後、請求書の記載内容についての実質審査は、先ず制度所管課において行い、請求対象文書に係る担当課が定まった後は、当該担当課に申し送られて実質審査を引き続き担っていく。
- 2 このように、公文書開示請求の処理に係る事務は、請求書を受け付けた窓口を基準にして特定の地域的に処理することになじまないものであることから、開示請求書の受付に係る段階のみを本庁組織と各地方機関とで分掌させており、開示請求書の審査（補正の指導やその補正の指導に対する応対を含む。）から処分決定までの段階については、当該審査や処分決定を担当する課の所在する庁舎が関係書類の郵送先となり、来庁窓口の設置場所となる。
- 3 特に、補正の求めの法的性質は請求者に対する質問であり、質問に対する請求者の回答が補正書の提出であることから、補正書の受付（請求者の回答を受けること）に関する事務は補正を求めた（質問を行った）所属においてのみ所管しており、他の所属とは共管していない。（自所属が発したわけでもない質問の回答を受けることを他の所属に應對させることは、行政事務を混乱と非能率に陥らせることから、適正な業務処理のあり方とは解されない。）
- 4 このような趣旨から、鳥取県行政手続条例第7条及び鳥取県情報公開事務取扱要綱に基づき、公文書開示請求に係る補正書を請求者が提出する方法については、従前より、補正を求めた所属への郵送又は補正を求めた所属の所在する庁舎の窓口への来庁と定めている。この旨は、当該補正を求める通知書において、補正書を提出する場合の郵送先、来庁先を明記して請求者への告知を行っているところであり、他の庁舎への郵送や来庁をもって提出することができる旨の通知書への記載や告知は行っていない。